



日本共産党 区議会議員

Japanese Communist Party

区政報告

2021年1月10日
No. 335

安藤たい作

ニュース

バックナンバー

品川 安藤たい作ニュース

検索



twitter

@andotai

saku



漫画：安藤たい作

安藤ニュース321号
より再掲

2021年

品川でも広がる市民と野党の共闘さらに発展させ

命と暮らし、人権大事にする新しい政治を



①（本会議）5人の請求代表は意見陳述で様々な角度で住民投票の必要性を訴え②（委員会）共産党の区議含む羽田問題議連3人で4時

12/25の臨時議会で、署名を集め区民により提出された羽田新ルート賛否を問う住民投票条例が審議。自公らの反対で、18対21の僅差で否決されました。
しかし、住民が自ら声を挙げ、一か月で2万を超す署名を集めた区民の運動は、長らく区長と党が牛耳ってきた区議会を大きく変えています。羽田新ルートに象徴されるこのうねりは、開発道路、福祉などにも波及しつつあります。
コロナでは、感染拡大は止まらず国や都は自己責任ばかりで無為無策、区も追従。政治の役割が問われています。広がる市民と野党の共闘を更に発展させ、

間に及び徹底審議。採決の結果4-3で自公を抑え「採択」に。③（本会議）私含め6人の賛成討論（全文裏面）、自公3人が反対討論の後、④採決に入り、賛成18・反対21で僅差の逆転「不採択」も、与党派から賛成者も出、当初から賛成を表明していた14名から4名増。更に世論を広げ、今度こそ可決を！



ニュースへのご感想
をお寄せください

FAX 3778-3088

taisakuando19740217@gmail.com

*当ニュースは、議会活動および区政に関する政策等の広報活動に要する経費等をまかなう「政務活動費」で発行されています



品川から新しい政治をつくりましょう。「羽田新飛行経路の運用の賛否を問う品川区民投票条例」修正案及び、修正部分を除いた原案への賛成討論(日本共産党区議団・安藤たい作)

本条例は、今年3月29日から運用開始された羽田空港新飛行ルートに対し、品川区民がその賛否を示す住民投票の実施を求め、地方自治法に定められた権利を行使し、直接請求されたものです。直接請求に必要となる有権者50分の1の3倍を超える23098の署名が集まり、選挙管理委員会の審査を経て、20760の有効署名数で区長に条例が本請求されました。

直接請求という制度上、署名には生年月日の記入や捺印が求められるなど高いハードルが課せられています。かつ、このコロナ禍という特別な条件にも関わらず、法定必要数の3倍というこの数に、区民の住民投票実施への強い願いが表れています。

数だけではありません。私も「区民投票を成功させる会」の街頭署名行動に参加し、様々な議員の皆さんとともに応援スピーチをする機会がありました。机には列ができ、署名をしに並ぶ区民からは、日常生活を損なう新飛行ルートへの不安、住民投票への期待が口々に語られる場面を目の当たりにしました。

今回の条例は、区議会に羽田新飛行ルートへの反対表明を求めるものではなく、区民に賛否を聞いてほしいというものです。国は、これまでの海上ルートの一部見直し、住環境に大きな影響がある都心ルートを進めるにあたっては、「地元の理解を得て」と繰り返し述べてきました。にも関わらず、市街地を最も低く飛行する地域である品川区民への賛否は一度も問われることはありませんでした。区内13か所等で行われた国交省の住民説明会では、マスコミ取材はシャットアウトされ、国は計画を一方的に説明するだけで、参加者の質問は打ち切れ、賛否を問われることもありませんでした。こうした経過を経て、昨年8月8日、「地元の理解は得られたと判断した」と国の一方的な判断で実施されました。「区民は賛否を問われたことはない」—これは、国も、私たち品川区議会議員へ対して行った説明会の場で、住民説明会について「こちらからの説明の場であり、区民の理解を得るためのものではない」と言明した通りであり、また、先の第四回定例会で我が党が「国が区民に賛否を問うたことが一度でもありましたか」との質問に、区も「あった」とは答えられなかった通りです。

したがって、住民の出したこの条例、新ルートにより日々直接の影響を受ける自分たちに賛否を聞いてほしい、住民投票を実施して欲しいという願いは当然のことです。

問われているのは、民主主義、地方自治の問題です。住民投票は、間接民主主義を補強し、住民自治の徹底を期するため、法にも定められた住民の基本的な権利です。区民の皆さんは、この大事な区民の権利を堂々と行使し、大きな結果を出しました。私達区議会議員は、区民から選挙で選ばれ議会に送り出されました。区民のこの願いに寄り添い、品川区議会として条例を可決しようではありませんか。

このたび、残念ながら区長は住民投票条例に反対の意見をつけました。しかし歩み寄りも可能だと思います。実際に、区長意見や請求代表者からの意見陳述も経て議員から出された修正案により、修正部分を除いた原案と合わせ、様々な懸念は解決されるものとなりました。更に幅広い賛同を得て条例は可決できるものになると考えます。

以下、区長意見や修正案に関わって、条例への賛成理由を補足していくつか述べたいと思います。

まず、「区議会及び区長は既に国に対して意見を表明し、要望を伝えている」という点です。たしかに区民の声をうけ、区議会や区長もこれまで様々意見を出してきました。しかし、住民が直接賛否を聞かれたことがないという事実には変わりはありません。住民投票は実施すべきものです。

次に、区民の意思の反映方法です。条例が「区長及び区議会は、新飛行経路の運用に対する賛成の投票の数又は反対の投票の数のいずれが多い数の区民の意思を尊重しなければならない」と定めている以上、区民の意思の表明となるためには一定の投票率・投票数が必要だという考え方はありうることです。したがって、出された修正案、投票の成立要件に25%以上の投票率を課すとの案には賛成です。

次に、賛成・反対の二者択一の問題です。国は新ルート実施にあたり、「地元の理解を得て」と述べながら一度も区民に賛否を問うことはなかったのですから、理解を得られているかを判断するには賛成か反対かを問うのが最もふさわしい選択肢だと考えます。しかし、より多様な民意の反映として「どちらでもない」との選択肢を追加する修正案は、適切なものだと考えます。

次に、コロナに関わっての経費や時期の問題ですが、公布から3ヶ月以内との実施期間を1年に伸ばす等の修正案により、経費は実質上かからなくなりました。感染が拡大する中で区民投票をやるのかとの懸念にも、感染状況を見極めて実施することが可能になりました。

最後に、「羽田新飛行ルートの運用は国の決定事項である」という反対理由についてです。確かに、飛行ルートの運用を決定するのは国かもしれませんが。しかし問題は、その決定にあたり一度も品川区民の賛否が問われてこなかった。「地元の理解を得て」と言いながら、区民の意思を問う事が全くなく決定されたということが大きな問題なのです。

あらためて、議場の議員の皆さんに呼びかけさせていただきます。2万を超える署名に込められた区民の思いを受け止め、そして、様々な議論・意見の交換を経て練り上げられた品川区民投票条例修正案及び修正部分を除く原案へ、それぞれ賛成して頂きますよう呼びかけまして、私からの賛成討論を終わります。(2020/12/25)

**【おしらせ】1月無料法律相談会 1/19(火) 18:30~20:30 【会場】安藤たい作事務所
【主催】共産党品川区地区委員会* 予約制(5742-6818(控室)または3491-3230(事務所))**